

ごみ分別大辞典

～混ぜればごみ 分ければ資源～

もくじ

- チャレンジしよう！3Rでごみの減量！… P1
- ごみは決められたルールを
守って出しましょう…………… P2
- 新居浜市では10種分別を実施！…………… P3
- ごみ分別のポイント…………… P4
- 識別マークを目印にしましょう…………… P5
 - 燃やすごみ…………… P6
 - 不燃ごみ…………… P7
 - 布類…………… P8
 - プラスチック製容器包装…………… P9
 - びん・缶…………… P10
 - ペットボトル…………… P11
 - 古紙類…………… P12
 - 有害ごみ…………… P13
 - 大型ごみ…………… P14
 - 市で収集しないもの…………… P15
- 清掃センター・最終処分場での処理について…………… P16
- 家電リサイクル法対象品の処分について…………… P17
- 家庭用パソコンの処分について…………… P18
携帯電話等の処分について
- 家庭用消火器の処分について…………… P19
廃棄二輪車の処分について
- 生ごみ処理容器等補助金について…………… P20
資源ごみ集団回収推進事業について
- リユース・リサイクルについて…………… P21
- 禁止行為について…………… P22
- にはいま3Rネットワークについて…………… P23、24
- 清掃センター・最終処分場への
搬入及び戸別収集の有料化について…………… P25
- 災害時のごみの出し方…………… P26
- 分別辞典…………… P27
- 犬・猫等（ペット）の亡骸について…………… 裏表紙



～混ぜればごみ 分ければ資源～

「ごみ」として捨ててしまうものでも、その多くはリサイクルが可能です。リサイクルをするためには、決められたルールに従って正しく分別することが必要です。ごみの分別に迷った時は、この「ごみ分別大辞典」をご活用ください。

チャレンジしよう！3Rでごみの減量！

3Rとは、**Reduce**（リデュース：発生抑制）、**Reuse**（リユース：再使用）、**Recycle**（リサイクル：再資源化）の頭文字をとったもので、ごみを減らすためのキーワードです。この3Rを一人ひとりが実践することにより、ごみの減量、限りある資源やエネルギーの節約、地球温暖化などの環境への負担の低減といった効果があり、循環型社会づくりにつながるようになります。

リデュース

Reduce まずはごみを出さないことから



過剰包装を断る



マイバッグを持参しレジ袋を貰わない・買わない



不要な買い物をしない
食品は食べ切れる分だけ



食べ残しを作らない



マイボトルを持ち歩く

- 令和2年7月から、容器包装リサイクル法に基づき、レジ袋は原則有料となっています。

リユース

Reuse 使えるものは再度使う



リユース（リサイクル）ショップを利用する



壊れたものは修理して長く使用する



詰め替え用品を使用する



ビールびんや一升びんなどのリターナブル容器のものを選り販売店などに返却する。

- 新居浜市では、「不用品伝言板」を開設しています。（P21参照）

リサイクル

Recycle 再び資源として利用する



ごみの分別を徹底する



資源ごみの集団回収を利用する



食品トレイ等は店頭回収を利用する



リサイクル商品やエコ商品を購入する



生ごみを堆肥化する

- 生ごみ処理容器等の購入に対して補助を行っています。（P20参照）
- 地域、団体等の資源ごみ集団回収に対して補助を行っています。（P20参照）

ごみは決められたルールを守って出しましょう

● ごみは正しく分別をして出しましょう

ルールに従って正しく分別することで、ごみの減量、資源の有効活用につながりますので、この「ごみ分別大辞典」の分別区分に従って正しくごみを出すようお願いいたします。

なお、**正しく分別のできていないごみは収集できません。**



● ごみは決められた曜日に出しましょう



各家庭に配布している「ごみ収集カレンダー」で、自分の地区のごみの収集日を確認してください。

なお、「ごみ収集カレンダー」は市役所2階・廃棄物対策課のほか、お近くの公民館、市内の一部のスーパー、廃棄物対策課ホームページでも入手できます。

● ごみは収集日の朝7時30分までにしましょう

前日の夜からごみを出すと、野良猫やカラスなどが食い散らかす恐れがありますので、必ず収集日当日に出してください。

なお、天候や交通事情、出されているごみの量などにより、収集時間が大幅に遅くなる地区もありますが、当日の**朝7時30分までに**出すようにしてください。



● ごみは決められたごみステーションに出しましょう



ごみステーションの場所は、自治会等で決められており、その管理についても自治会等が行っています。

ごみステーションの場所がわからない場合は、自治会等に確認していただき、**自治会等のルールを守って出すようにしてください。**

剪定くすは長さ30cm・直径1cm以下、2袋までです。

◆ ごみステーションに取り残されたごみについて

ルールに従ってごみが出されていない場合、右の啓発シールが貼られ、収集されません。

シールが貼られたごみは、速やかに自宅に持ち帰り、指示された内容に従い、次回に正しく出してください。



**きちんと分別
きちんと排出**

収集できません

- 決められた日に出しましょう。
- 分別ができていません。
- 一辺が30cmを超えると大型ごみです。
- 古紙類は、しばって出してください。
- 一時多量ごみ(引越しごみ等)です。
- 剪定くすは長さ30cm・直径1cm以下、2袋までです。
- 45L以下の透明・半透明の袋で出しましょう。
- 事業ごみのため、出せません。
- 袋のままでは収集できません。
(バラでコンテナ又はネットに入れてください。)
- その他

()

月 日

新居浜市廃棄物対策課 65-1252

新居浜市では10種分別を実施！

- 令和4年10月1日から、清掃センター・最終処分場への搬入は有料となりました。
- 令和4年10月1日収集分から、大型ごみ戸別収集は有料となりました。
詳細は25ページをご覧ください。
- 分別されていないごみは収集されずに取り残されるため、ステーションの管理を行っている自治会等に迷惑をかけることとなりますので、正しく分別して出しましょう。

10種分別 区分一覧

分別区分	ごみの種類	出し方	収集回数	
燃やすごみ	台所ごみ、皮革製品、ゴム製品、プラスチック製品、木製品、資源にならない布類・紙くず	 透明または白色半透明の袋 45ℓ以下	週2回	P6へ
不燃ごみ	小型家電製品、金属製品、陶磁器類、ガラス類などの不燃物 ※大きさが30cm以内のもの	 透明または白色半透明の袋 45ℓ以下	月1回	P7へ
布類	衣類（冬物は除く）、古布（タオル、シーツ、ハンカチなど）	 透明または白色半透明の袋 45ℓ以下	月1回	P8へ
プラスチック製容器包装	プラスチック製の容器や包装  この表示があるもの	 透明または白色半透明の袋 45ℓ以下	週1回	P9へ
びん・缶	飲食用びん（無色透明、茶色、その他の色）	 色別にコンテナへ	月2回	P10へ
	飲食用缶、菓子缶、スプレー缶（化粧品や殺虫剤など）、カセット式ガスボンベ ※穴あけは不要	 バラでネットへ		
ペットボトル	飲料用、酒類用、しょうゆ・酢など調味料用のボトル  この表示があるもの	 バラでネットへ	月2回	P11へ
古紙類	新聞（折り込みチラシを含む）、雑誌・雑がみ、ダンボール、飲料用紙パック	 種類ごとにひもでしばる	月2回	P12へ
有害ごみ	乾電池・水銀式体温計、蛍光灯、モバイルバッテリー	 種類ごとにコンテナへ	年4回程度	P13へ
大型ごみ ※有料収集	大きさが30cm～180cmの家具、家電、寝具、自転車など	1回につき10個まで 玄関先等に出す	戸別収集 (申込み制)	P14へ

市で収集しないものや施設で処理できるもの・できないものについてはP15～P19へ

ごみ分別のポイント

分別区分に応じたごみ箱を用意しましょう

「分別のルール」に従って正しく分別するためには、分別区分や自分が出すごみの量に応じたごみ箱を用意しましょう。古紙類は、ラックや紙袋を用意しましょう。



資源になるものはきちんと分別しましょう

「燃やすごみ」と「燃えるごみ」は違います。「燃やすごみ」は再資源化できないごみだけを出しましょう。燃やすごみに捨ててしまいがちな「雑がみ」は古紙類に分別しましょう。

これは「燃やすごみ」

- 食用の貝殻 ● カセット
- ビデオテープ ● CD
- DVD ● ゴム手袋
- 保冷剤 ● 乾燥剤
- 使い捨てカイロ
- 入れ歯 ● 容器包装以外のプラスチック製品 (バケツ、洗面器) など

燃やすごみに出さずリサイクルができる「雑がみ」に分別するもの



学校のプリントやフリーペーパー



お菓子の箱



紙袋



トイレト
ペーパーの芯



空き箱
など

「プラスチック製容器包装」は汚れを落としてリサイクル

汚れているものはリサイクルできません。中身を取り除き、食器洗いの残り水などで軽くすすいで汚れをおとしてください。マヨネーズやケチャップ、歯磨き粉などのチューブ類は、ハサミなどで胴体部分を切ると簡単に洗うことができます。



リサイクルには一人一人の心がけと手間が必要です。ご協力をお願いします。

汚れているからといって安易に燃やすごみに出すのはやめましょう。

識別マークを目印にしましょう

「資源有効利用促進法」によって、メーカーに識別マークの表示が義務づけられているものがありますので、分別の際の目印にしてください。

表示が義務づけられているマーク



プラスチック製容器包装



ペットボトル



缶



紙製容器包装 (雑がみ)



燃やすごみ

カップめん



ふた (紙製で裏がアルミコーティング)

包装フィルム



スープなどの小袋



容器 (プラ製)

菓子箱



外箱 (紙製)

中トレイ (プラ製)



乾燥剤

包装紙



3個組プリン



ふた (プラ製)

包装フィルム



カップ (プラ製)



台紙 (紙製)

ティッシュペーパー



使用済みティッシュ

取り出し口
ビニール



包装フィルム



箱

タバコ

アルミ紙



吸い殻



外箱



包装フィルム

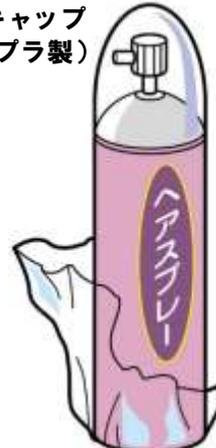
スプレー缶



キャップ (プラ製)



包装フィルム



本体 (使い切るごと)